甲第28号証

平成１９年（ワ）第１８８号　損害賠償請求事件

２００８年7月 2日

京都地方裁判所第２民事部合議係　御中

陳　述　書

原告　　松本　修

私は京都市で働く自治体労働者（京都市職員）です。「心の教育」はいらない！市民会議の京都市教委への申し入れ行動にもたびたび参加してまいりました。

１「タウンミーティング・イン・京都」に期待し、踏みにじられたもの

十人十色という言葉があるように、人それぞれ立場も意見も異なる。多様化する社会の中で、制度や法などの新設、改正などに際して様々な立場に立つ市民の意見を聞き編み上げていくことは憲法第３章を遵守していくために必要である。

小泉政権で行われたタウンミーティングは、このような立場で開催されたと理解し期待した。多数派の意見を聴くだけなら開催する意味は希薄であり、立場の異なる様々な意見を拝聴し憲法の趣旨を生かす努力をすることが政府の基本姿勢であるべきである。まして、批判的な意見を、独り歩きした情報による人権無視のやり方で予防排除することはあってはならない。そのあってはならない事件が引き起こされた。

つい最近、またしても官僚の腐敗が明らかになった。国土交通省北海道開発局による官製談合である。官僚が天下りＯＢと共謀し税金を私利私欲のままに貪ったのである。権力を持つ者は暴走する。政府・行政に対する法や基準による規制、市民によるコントロールが必要である。そのために憲法15条2項があり、99条がある。また、国家公務員法の第27条がある。また、私たち市民は、「不断の努力によって　憲法に規定された内容を保持していく義務」がある。

タウンミーティング・イン・京都は、教育基本法「改正」議論のさなかに行われた。教育基本法は、戦後の教育の在り方を規定した、いわば憲法と双肩をなす重要な法律であり、政治家のや官僚の偏狭な思い込みやおごりによって短絡的に処理すべきではない重要な事案であった。上述した基本姿勢を政府が投げ出し、教基法改正の内容が広く市民に周知されない中でスタートした「改正」論議は、しかし、日を追うごとに疑問の声が上がり始めていた。

まさに、広く市民の意見を聞くという期は、熟し、待望されていた。

教育の場に格差を拡大する制度を持ち込み、機会均等に学ぶことを阻害する「改正」は、親はもちろん子どもたちにとっても極めて重大な問題である。したがって、タウンミーティングは市民が教育の国策形成に参加できる貴重な機会であり、単なるイベントであってはならなかったし、まして公費を乱用し、市教委が尊敬する河合隼雄文科省長官の歓迎レセプションと化することは許されないことであった。

京都市民にすれば、京都のタウンミーティングに参加し親子が意見を述べる機会が与えられることは一人の主権者として責任を果たしていく好機到来であった。しかしながら、このチャンスを広くすべての市民が手にすることは不可能に近かった。なぜなら、これまでの裁判の過程で明らかになったように、京都のタウンミーティングは市教委の方針によって会場周辺の学区にしか周知されなかったからだ。こんな手法でどうして市民に開かれた国政・行政といえるのだろうか。私もまた、そうした情報から除外された一人であったが、知人が総理府のホームページにアクセスし教えてくれたので、かろうじて締め切り直前にネットによる申し込みをすることができたのは幸いであった。

私は当時中学生の子供に相談し、『心のノート』（その内容については、原告・蒔田直子さんの陳述書参照）や最近の教育の問題などについて市民が意見を言える機会があるのでぜひ応募してみようということになった。参加できれば親の頑張っている姿を見てもらえるとわくわくもした。発言の機会が与えられれば、親子参加が前提である以上、参加した子どもたちにも届く訴え方を工夫しようと知人たちとも話し合った。

申し込みをしたものの、主催者側が応募者をどのように絞り込むのかは不明であったが、当然、公正に行われるものと信じていた。その後ＴＭ室を名乗る人から「延期になったので再開した時に応募があったものとして取り扱う」旨の電話による連絡があったことを記憶している。

しかし、再開になった結果は「当選」ではなく、不思議なことに市民会議の「関係者？」の誰に聞いても当選した者はいなかった。これはおかしい、そんな疑惑を抱きながら、私たちは、運良く当選となり参加した人たちに、せめて私たちの思いを伝えようと会場の門前に集まりチラシをまくとともに、抗議の街頭宣伝をした。が、会場周辺は人通りも少なく、まして参加者らしき人はパラパラという何ともお寒い状況であった。当選した人たちはどこに姿を消したのだろうかと思うぐらいだった。

先に述べたように、教基法「改正」反対の声は日増しに高まり、法案が国会に上程され審議される頃には、国会周辺は連日、座り込みと抗議集会、デモが繰り返される騒然とした状況にあったが、私たちが京都のタウンミーティング不正を知ったのはこの法案が与党によっ

18

て強行採決される最終局面であり、私たちは、二重の涙を流さなくてはならなかった。タウンミーティングが公正に運用され、民意が吸い上げられ国会の審議に反映されていたら改悪を止めることができたかもしれないと悔しさをかみしめた。
タウンミーティング・京都によせた期待は、予防的排除という不正なやり方で踏みにじられていたのである。

2　私も不正に排除された

国であれ地方であれ、公務員は採用の際に憲法を順守する誓いをしている。それは、見せかけの誓いであってはならず、主権者はだれなのかを常に意識した仕事をしなくてはならないということである。しかし、先の証人尋問において明らかになったことは、証言台に立った伊佐敷氏と松浦氏の両名ともその基本的な認識に欠けているということだ。

私はいくつかの市民運動をしているが、集会やイベントを開催した時に会場が満席になれば、まず、スタッフは参加者に席を譲り、一人でも多くの人が参加できるように努力する。参加費を募ることがあるにせよ、労力も費用も自主的に自腹を切った催しであっても、このようなことは市民運動の常識である。

それでは、タウンミーティングはどうなのか。市民の税金を費やした公的な催しであり、それを担うのは公務員である。限られた席を関係者が独占するのではなく、より多くの市民が参加できるように努力と工夫をして当然ではないのか？　京都市の場合、まず、市教委の職員は主催者なのであり、席を譲って当たり前である。イベント関係者が河合長官と記念写真を撮りたがっているのであれば、出演の後わざわざ席に座らなくても工夫すればどうにでもなることである。こんな姿勢と対応力は、いまさら言われなくても身に付けておくべきことなのだ。延期後の２次募集は、そのほとんどが市教委の関係者であり、８月開催予定の際に募集した一次募集人員であれば抽選の必要性はなかった。

「当選」「一応当選」「市教委ダミー」という区分けで公平に行うべき抽選を無意味化したのはだれなのか？　市教委が身内に動員をかけ、「応募者多数」の架空実態を作り、抽選すらせずに、批判的な者と一方的に烙印した者を不正に排除し、フリーハンドに参加者を決めていく、こんなことが教育関係の場でまかり通って許されるのか？　「公平」とは官僚の手のひらで弄ばれることなのか。主権者は軽んじられ、官僚の横暴だけが大手を振るっている。

個人の人格と名誉を傷つける情報が本人の同意もなしに京都市と国との間でやり取りされることは個人情報保護法に触れることになる。行政の第一線で働く私の仕事も、「同意書」によって本人の意思を確認することにしている。まして事実と異なる情報がまことしやかにやり取りされ排除の理由に利用されることは許されない。これは一種の組織ぐるみの犯罪・不

祥事ではないか？

では「無名の松本」はどうなのか？　一方の主催者である京都市教委が、当日の「安全」を確保するために、本気で私たち市民会議関係者の参加を阻むことが必須であるとまじめに考えるのなら、市民会議と全く関係のない原告の朴さんまで「危険人物」として排除しているほどだから、これまでの市教委への申し入れ行動参加者（ときには参加者の自己紹介としてに各自が名乗ったこともあった）を把握した情報を入手し、関係者をすべて排除しなくてはならない。でなければ、「安心できない」はずだし、そうした手抜きは職務怠慢ではないか？

「いや、そうではなく本当はマークしていたんですよ」（そのほうが不自然ではない）―ということが真実なら、松本は、取り沙汰されている河合長官出席イベントに対する抗議に参加していなかった為、思想、信条以外に排除する「正当な」口実が見当たらず、それではあまりにまずいのでＴＭ担当室・伊佐敷氏の頭脳にたまたま浮かんだ不幸な数字として処理した、ということではないのか？

応募者番号の５と９が「排除すべき」蒔田と朴、間を取って７？　なんて何の釈明にもならない。中立・公正に抽出した証には全くなっていない。むしろ、「松本もついでに落としてしまえ」と作為的に選んだ数字の７という疑惑が強まるだけだ。（もし私が一つの数字だけ任意に選んだ装いをするなら、５と９が後半の数字なので不自然に思われないように２[３にすると奇数ばかりになってしまう]をエントリーするが）しかし、これは永遠のミステリーとして闇に葬られるだろう。

「無名の松本」は「伊佐敷氏のヒラメキ数字にぴったり一致」で排除されたのでしたシャンシャンとさりげなく素通りしようとしても、それで責任が放免されることにはならない。憲法を遵守することを誓約した国家公務員が、落選者を決めるのに「ガラガラポン」などの道具を使用し公正に抽出するという最低限の努力を放棄し、頭に浮かんだ好き勝手な数字を選びました、それによってあなたは落選しました、―こんな説明を市民に向かって平気でやる神経とは一体何なのか？　これがまかり通るのなら宝くじはどうなるのだろうか。きっと伊佐敷氏は億万長者になれるだろう。

つまるところ、私は憲法１４条で規定する「法の下の平等」を恣意的に踏みにじられたことになる。やる必要のなかった「抽選」によって、しかも、その「抽選」は架空のものだった―教基法「改正」という歴史的局面を前にした重要なタウンミーティングに参加する権利を奪われたのである。公平な抽選は存在しなかった。いや、排除が先にありきであり、７番がどうのこうのに関係なく、抽選がなかったばかりか選別自体が不正に行われたことは明らかである。それによる損出は大きい。

３　私が受けた損害

１、　抽選の必要性はなかったにもかかわらず、意図的に２次募集を行うことで市教委関係者の募集を工作し「抽選が必要となる数」を作り上げ、特定の者の排除を目的にした落選者数字選別が行われた。市教委による応募工作がなければ２００５年７月～８月の応募者全員が当選通知を手にすることができたはずである。この公務員にあるまじき不正によって、私は、タウンミーティング・イン・京都に参加する機会を奪われたのである。この不利益は償ってもらわなくてはならない。

２、　抽選はなかったことが証明され、落選とされた３つの数字すべてが不正に選ばれたものであるにもかかわらず、私に該当する７だけが謝罪もなく問題なしとして扱われているが、私も含め７番に該当し落選扱いになったすべての応募者に謝罪がされなくてはならない。

３、　タウンミーティングは、市民が国策形成に関与できる数少ない機会であった。不正排除と発言工作、イベント化によってその機会を壊すことは、危ういこの国の民主主義を支えていく希望を奪う行為である。それによる損出は金銭に換え難いものがある。

時代の局面が雲に覆われた先の見えない状況の中で、子どもたちが最も敏感にその不安を感じている。

「先生に異議を唱えられない」「国のやることに庶民は口を出せない」ということが蔓延すれば、子どもたちは自分の考えを持ち意見を主張することを投げ出してしまうかもしれない。十人十色、さまざまな考えを持つ市民が、子どもたちが自由活発に胸を張って意見を表明していくことができる、この社会とこれからの時代は私たち一人一人が、主権者として担い切り開いていく、その足がかりをタウンミーティングに求めたことは「踏みにじられて当然」だったのだろうか。

（以上）